

【論点 3】 ヘッジ会計

【論点 3 - 1】 ヘッジ会計の意義

（１） 論点の概要

- ヘッジ会計の意義、種類
- ヘッジ会計で扱うヘッジされるリスクの範囲

（２） 日本基準での取扱い

- ヘッジ会計の意義
 - ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。（基準 29 項）
- ヘッジ取引の種類
 - ヘッジ取引には、相場変動を相殺するものとキャッシュ・フローを固定するものがある。（基準注 11、基準 96 項）
 - 子会社に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額については、為替換算調整勘定に含めて処理する方法を採用することができる。（外貨建取引等会計処理基準注 13）
- ヘッジされるリスク
 - ヘッジされるリスクとして、事業活動に伴う為替変動、金利変動、価格変動のリスク等の市場リスクが例示されている。（実務指針 143 項(1)）
 - ヘッジ会計の適用のため文書化を要するリスクは、為替、債券、株式等の市場リスク、信用リスクや金利リスクのように市場価格その他の変動に対する資産又は負債等の時価やキャッシュ・フローの変化が合理的に定量化できるリスクである。（実務指針 315 項）

（３） 国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- ヘッジ会計の意義
 - ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動が純損益に与える相殺的な影響を認識する。（IAS39, para. 85）
- ヘッジ取引の種類
 - ヘッジ関係として 3 つのタイプが明示されており、それぞれに定義が設けられてい

る。(IAS39, para. 86)

- (a) 公正価値ヘッジ
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ
- (c) IAS 第 21 号で定義されている「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

- ヘッジされるリスク

- 指定されるリスクは、区別して特定可能な金融商品の要素でなければならず、指定されるリスク（及び部分）の変動から生じる金融商品全体のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動が、信頼性をもって測定可能でなければならないとされる。(IAS39, para. AG99F)
- また、単に企業の一般的な事業リスクではなく、具体的な識別され指定されたリスクに関連していなければならない、企業の純損益に最終的に影響するものでなければならない。現物資産の陳腐化のリスクや政府による財産接収のリスクのヘッジは、ヘッジ会計に適格ではない。(IAS39, para. AG110)

(米国会計基準における取扱い)

- 1993 年 6 月に公表したヘッジ会計に関する検討報告書を引きつつ、ヘッジ会計を、ヘッジの 1 以上の構成要素に関する通常の会計処理を変更し、当該ヘッジを設定した日からのヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動を相殺して、異なる期間の損益に含めないようにする特別の会計上の取扱いである、と述べている。(FAS133, para. 320)

- ヘッジ取引の種類

- ヘッジ関係として、以下の 3 つのタイプが明示されている。
 - (a) 公正価値ヘッジ
 - (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ
 - (c) 外国為替ヘッジ（これには、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジが含まれ、在外営業体に対する純投資のヘッジが特有なものである。(FAS133, para. 20, 28, 36))

- ヘッジされるリスク

- ヘッジされるリスクについては、以下に限定される。(FAS133, para. 411, 416)
- ヘッジ対象が金融資産又は負債の場合
- (a) 市場価格リスク
 - (b) 市場の金利リスク（ベンチマーク金利）
 - (c) 外国為替リスク

(d) 債務不履行（信用）リスク

ヘッジ対象が非金融資産又は負債の場合

(a) 市場価格リスク

(b) 外国為替リスク

（４）国際的な会計基準の動向

- ヘッジされるリスクの明確化のため、IASBは、2007年9月に公表したIAS39号改訂草案「ヘッジ会計に適切なエクスポージャー」を踏まえ、2008年7月にIAS39号の改訂を公表し、上記AG99Fを追加し、関係者から質問が多かったインフレ・リスクの取扱いを明確にし、これに併せて、ヘッジされるリスク（及び部分）は区別して特定可能な金融商品の要素でなければならず、指定されるリスク（及び部分）の変動から生じる金融商品全体のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動が、信頼性をもって測定可能でなければならないことを明記した。

（５）簡単な検討のポイント

- 特になし。

（６）今後の方向性

- 日本基準と国際的な会計基準との間で大きな差異が認められないと考える。このため、特段の検討は不要ではないか。

【論点3-2】ヘッジ会計の処理方法

（１）論点の概要

- 現行のヘッジ会計の方法の整理、今後の取扱いの検討。

（２）日本基準での取扱い

- 繰延ヘッジと時価ヘッジ

繰延ヘッジ（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）が原則。ただし、その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ取引には、時価ヘッジ（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を用いることができる。純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。（基準32項、実務指針185項）

- 非有効部分の取扱い

繰延ヘッジの場合、ヘッジ全体が有効と判定される場合は、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、繰延処理することができる。非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の損益に計上する方法を採用することができる。（実務指針 172 項）

- 金利スワップの特例処理

資産又は負債に係る金利の受払条件を返還することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。（基準注 14）

- 為替予約等の振当処理

ヘッジ会計の適用にあたり、決済時における円貨額を確定させることにより為替相場の変動による損失の可能性を減殺するため、為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションを外貨建金銭債権債務等のヘッジ手段として利用している場合において、ヘッジ会計の要件が充たされているときは、「外貨建取引等会計処理基準」における振当処理も、ヘッジの効果を財務諸表に反映させる一つの手法と考えられるため、当分の間、振当て処理を採用することも認めることとする。（基準 43 項）

（３）国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- 公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ取引の種類に応じて会計処理が定められている。
- 公正価値ヘッジの会計処理は以下のとおり。（IAS39, para. 89）
 - (a) ヘッジ手段を公正価値（デリバティブであるヘッジ手段の場合）又は IAS 第 21 号に従って測定された帳簿価額の外貨部分（デリバティブ以外のヘッジ手段の場合）で再測定することによる利得又は損失は、損益計算書に認識する。
 - (b) ヘッジ対象が、ヘッジ会計が適用されない場合に取得原価で測定されるケースでは、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、その帳簿価額を修正して、損益計算書に認識する（売却可能金融資産がヘッジ対象の場合は、帳簿価額の修正なし）。
- キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は以下のとおり。（IAS39, para. 95）
 - (a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他包括利益に認識する。

(b) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうちの非有効部分は、損益計算書に認識する。

(米国会計基準における取扱い)

- ヘッジ取引の種類に応じて会計処理が定められており、国際財務報告基準と同様。
- FAS133 では、結論の背景において、合成商品会計（２以上の別個の金融商品を単一の商品とみなす会計）を採用しなかった理由を説明している。合成商品会計を許容することは、デリバティブを公正価値で測定し財務諸表中で報告するという基本的な決定と整合せず、デリバティブとデリバティブの活動の透明性の促進、デリバティブに整合した会計処理を規定するとの目標と一貫しないとしている。(FAS133, para. 349, 350)

(４) 国際的な会計基準の動向

- IASB DP では、金融商品会計の複雑さの低減の観点から、ヘッジ会計の廃止（IASB DP, para. 2. 32）とともに、現行の公正価値ヘッジ会計を置き換える方法を３つ提案している（IASB DP, para. 2. 35）。(この他、ヘッジ会計を維持し簡素化する点については、【論点 3-3】参照)
 - (a) ヘッジ対象となるはずの商品について、公正価値オプションを適用する。
 - (b) ヘッジ手段に指定された金融商品に関する利得及び損失を純損益外で認識することを認める（キャッシュ・フロー・ヘッジ会計と同様）。
 - (c) 金融商品に関する利得及び損失を純損益外で認識することを認める。
- 一方、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計には代替案がないとしている（IASB DP, para. 2. 29）。

(５) 検討のポイント

- 相場変動等のヘッジ取引に関する現行の IFRS との会計処理の相違についてどのように扱うか。今後、IFRS も見直される可能性が高く、IASB DP に対する ASBJ のコメントでは、現行の公正価値ヘッジ会計を置き換える 3 つの方法のうち、以下は、検討する価値があると考えられるとした。
 - ①公正価値オプションの自由度を高めて公正価値ヘッジ会計に代替すること (para. 2. 35 (a))
 - ②繰延ヘッジの方法（キャッシュ・フロー・ヘッジ会計と同様に、ヘッジ手段に関する利得及び損失を純利益外で認識しリサイクルする方法） (para. 2. 35(b))
 これらの可能性の長所や短所は次のとおり。

IASB DPにおける公正価値ヘッジ会計の代替方法に関する提案の概要と問題点

公正価値ヘッジ会計の代替方法	IASB DPでの提案概要	提案の問題点	支持する理由として考えられるもの
公正価値オプション（FVO）の拡大	<p>会計上のミスマッチに取り組むため、FVOを利用可能。柔軟性を与えるため、</p> <p>(a) FVO対象範囲の非金融商品への拡大</p> <p>(b) ヘッジ対象に対する部分適用</p> <p>(c) 当初認識後の適用といった変更の可能性が示唆されている。</p>	<p>柔軟性を設ければ、複雑性が増加する。</p> <p>(c)の自由度を与える」と指定解除の自由度も認めるべきかの議論も想起される。</p>	<p>公正価値ヘッジを公正価値で測定すべき対象の特定という側面から捉えれば、FVOは特定された対象に適用される会計処理と理解することができる。</p>
繰延ヘッジの手法の適用	<p>このアプローチには以下の利点がある。</p> <p>(a) ヘッジ対象の簿価に影響なし。</p> <p>(b) ヘッジ対象の測定属性は不変</p> <p>(c) 純損益に対する継続的影響が小さい</p>	<p>一旦、その他包括利益で認識されたヘッジ手段に関する利得及び損失を純損益に再分類する必要がある。</p> <p>また、現行の制限の多くは必要で大幅な複雑性の低減につながらない可能性がある。</p>	<p>公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理を統一するもの。また、ヘッジ対象の簿価に影響を及ぼさないなど、IASB DP提案概要にあるような利点もある。</p> <p>現行の日本基準（原則法）と同じ。</p>

- 金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理をどのように取り扱うか。合成商品会計を巡る議論は次のとおり。

合成商品会計を巡る議論

合成商品会計を採用する根拠	FAS133において否定された根拠	検討すべきポイント
ヘッジ対象とヘッジ手段を一体とした経済効果を狙う（例 金利スワップ取引を利用して変動金利債券を実質的に固定金利債券に変換する。）場合に、実質的な経済効果を財務諸表に反映させる。	デリバティブを公正価値で測定するというボードの基本的な方針と整合せず、デリバティブとデリバティブの活動の透明性の促進や、デリバティブに整合した会計処理を規定するとの目標を達成しない。	<p>デリバティブを公正価値評価することを原則とすれば、合成商品会計はその例外をなす。</p> <p>こうした処理は、適切に用いられれば、企業のリスク管理方針と整合した経済効果を反映することとなる。また、実質が同じであれば同じ会計処理との考え方にも沿う。</p> <p>一方で、以下のような問題点も浮上させる。</p> <p>(a) 通常、個々の商品ごとに会計処理されている例外を作り出す。</p> <p>(b) それぞれの商品は相手先が異なり、キャッシュ・フローも別に発生する場合に、そもそも一体の商品とみなせないとの考え方もある。</p>

- 非有効部分をどのように取り扱うか。
- IFRS における公正価値ヘッジ会計を置き換える方法としてどのような方法が考えられるか。

（６）今後の方向性

- 相場変動等のヘッジ取引に関する IFRS との会計処理の相違については、IASB DP でも置き換えの可能性が示唆されており、引き続き議論の動向を注視しつつ、意見発信を含む検討をしていくことではどうか。
- 金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理については、実務上のニーズが高いものの、IFRS等では採用されていない。しかしながら、変動金利の固定化や、為替の固定化の効果を狙った取引等については、その目的が達成されている限り、それに

じたデリバティブの処理とし、一体として扱う可能性を否定すべきでないとの意見もある。これらの点に関しては、①この考え方の理論上の問題と、②特例処理や振当処理ができる場合の実務上の要件を分けて検討してはどうか。

【論点 3 - 3】ヘッジ会計の簡素化の可能性

1. 全般

(1) 論点の概要

- IASB DP では、金融商品会計の複雑性の 1 つの原因として、金融商品に関する基準に代替的な会計処理や明確な線引き、例外が数多くあることを挙げている。この複雑性の 1 つの例としてヘッジ会計が挙げられており、IASB DP 第 2 章において、ヘッジ会計の簡素化の可能性が大きく取り上げられている。
- IASB DP では、現在の金融商品会計の適用の困難性、様々な測定手法の差異の意味を理解することの困難さが指摘されており、また、規定の維持と解釈が手間のかかるものとなっている点を指摘する意見が紹介されている。ヘッジ会計のように例外的な手法は、派生する規定の膨大さもあり、このような意見の主要な原因の 1 つになっていると考えられる。
- このため、現行のヘッジ会計の簡素化検討の必要性は大きいものと考えられる。

(2) 国際的な会計基準の動向

- IASB DP では、金融商品会計の複雑さを低減させる中間的アプローチの 1 つの可能性として、前述したヘッジ会計の廃止（IASB DP, para. 2.33）や、現行の公正価値ヘッジ会計を置き換える方法（【論点 3 - 2】に掲げた 3 つの方法。IASB DP, para. 2.35）のほか、現行のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する可能性を示している。（IASB DP, para. 2.34~2.54, 2.55~2.98） 最後については、「2. 現行のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する可能性」の「国際的な会計基準の動向」で紹介する。
- FASB は、2008 年 6 月に FAS133 号改訂公開草案を公表している。その目的は、ヘッジ会計にまつわる実務上の問題を緩和し、ヘッジ会計を簡素化することである。これにより、ヘッジ会計及び関連する開示が、利用者にとってより有用で理解しやすいものとするを狙っている。具体的には以下のとおりである。
 - 有効性の評価について、事後的な定量的評価を継続的に要求しない。
 - 単なる指定解除によるヘッジ会計の中止は認められない。
 - 一部の例外を除き、ヘッジされるリスクは、公正価値又はキャッシュ・フロー全体の変動のリスク若しくはヘッジ対象の外国為替リスクのみ。外国為替リスクを除いた特定のリスクのヘッジは認められない。
 - ヘッジ手段の測定とヘッジ対象の測定を独立に行うことが要求され、非有効性が生じ

ない取扱い（いわゆるショートカット法、マッチターム法）は認められない。

（３）検討のポイント

- ヘッジ会計は維持されるべきか。
- 簡素化とは何を指すか。簡素化の意味（基準の複雑性か、実務の煩雑さか、利用者の理解可能性か）も、可能な範囲で明らかにしていく

（４）今後の方向性

- 専門委員会のIASB DPコメントで、ヘッジ会計を全廃することは適切でないとの意見を伝えている。
- ヘッジ会計は維持するべきであり、別途、簡素化の検討については、IASB等の議論の動向を注視しつつ、意見発信を含む検討をしていくことではどうか。
- 簡素化のうち、ヘッジ会計の意義（費用収益対応による損益情報の有用性の向上）について従来どおりとした場合、対応すべきは、実務の煩雑さと考えられる¹が、損益情報の有用性の維持・向上とのバランスを図っていく必要があるのではないかと。

2. 現行のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する可能性

- FAS133 号改訂公開草案のアプローチは、有効性要件の緩和と部分ヘッジの厳格化、指定解除の厳格化などの組合せとなっている。このように、利用者の分析の容易さや作成者の規定の使い易さなどの観点を考慮しつつ、単独で、もしくは、組合せで検討することが考えられる。

（１）文書化

①論点の概要

- ヘッジ会計の適用要件の１つとして、文書化がある。ヘッジ会計適用時の負担の１つとして指摘されている。また、一旦、行った文書化に誤りが判明した場合、財務諸表に深刻な結果をもたらすとの指摘もある。このため、文書化の負担を軽減の可能性、文書化の誤りが判明した場合の代替措置について、必要性を検討する。

②日本基準での取扱い

- ある取引がヘッジ取引であることを明確にするために、正式な文書によることがヘッジ会計の要件とされている。（実務指針 313 項）

¹ ヘッジ会計の意義が明確であれば、実態を反映している限り、「利用者の理解可能性」は問題にならないのではないかと。また、「実務の煩雑さ」を解消していく中で、「基準の複雑性」も簡素化の対象となり得る。

- ヘッジ取引開始時の要件として、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが次のいずれかによって客観的に認められることを求められている。（基準 31 項(1)）
 - 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが文書により確認できること
 - 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること
- 上記のリスク管理方針の文書化も必要であり、少なくとも、管理の対象とするリスクの種類と内容、ヘッジ方針、ヘッジ手段の有効性の検証方法等のリスク管理の基本的枠組みが記載される。（実務指針 147 項）
- 企業はヘッジ取引開始時に以下を正式な文書によって明確にすることが求められる。（実務指針 143 項）
 - ヘッジ対象のリスクを明確にし、そのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかの対応関係
 - ヘッジ有効性の評価方法

③国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- ヘッジ開始時において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略の、公式な指定及び文書があることが求められる。その文書は、ヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性について、企業がどのように評価するかを含んでいなければならない。（IAS39, para. 88(a)）

（米国会計基準における取扱い）

- ヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジを実行する当該企業のリスク管理目的及び戦略に関する正式な文書が存在していることが求められる。この点、国際財務報告基準と同様であり、当該文書には、ヘッジする商品の識別、ヘッジ対象項目、ヘッジされるリスクの性格、及びヘッジの有効性の評価方法を含む。（FAS133, para. 20a, 28a）

④国際的な会計基準の動向

- IASB DP では、ヘッジ会計がオプションであり、純損益操作防止の観点から文書化が必要であることを述べている。（IASB DP, para. 2. 58～59）

- しかし、文書化の簡素化の可能性には触れていない。
- 文書化規定を厳密に守らないことにより、深刻な結果が生じる可能性があるとして、純損益の操作を防止しつつ、深刻な結果をもたらさないような方策を検討している。
(IASB DP, para. 2. 60～61)

⑤検討のポイント

- 会計上の濫用を抑制しつつ、文書化の負担の軽減は可能か。
- IASB が検討している代案の可能性は、当初の文書化の誤りが判明したときに深刻な結果をもたらさないための防止措置。このような可能性も検討するか。

⑥今後の方向性

- 現行の取扱いで、国際的な会計基準と大きな相違はないと考えられるのではないか。
- ヘッジ会計が例外的取扱いであることを前提とすると、選択的にヘッジ会計が適用されている事実を事後的に確認できる文書の存在は必要ではないか。
- 実務上、文書化の負担が重いと認識されている領域を書き加えるか。
- IASB DPコメントでは、当初の文書化の誤りが判明したときに深刻な結果をもたらさないための防止措置に理解を示す意見を提出した。しかし、我が国では問題ではない意見もあり、明示的に取り上げないとしてはどうか。

（２）有効性の判定

①論点の概要

- 現行における有効性の確認方法の整理と簡素化への対応
- 現行における有効性の判定のレベルの整理と簡素化への対応

②日本基準での取扱い

- ヘッジ取引時点では、有効性を事前に予測しておく必要がある。(実務指針 143 項 (1))
- ヘッジ取引時以降の要件として、継続して高い有効性が保たれていることを確認することが求められる。(基準 31 項 (2)) すなわち、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていることが必要である。
- ヘッジの有効性の確認は、当初決めた有効性の評価方法をヘッジ期間中一貫して用いる。(実務指針 143 項 (2))
- ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率がおおむね

80%から125%の範囲内にあれば、高い相関性があると認められる。（実務指針156項）

- 決算日には必ずヘッジ有効性の評価を行い、少なくとも6ヵ月に1回程度、有効性の評価を行わなければならない。（実務指針146項）

③国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- ヘッジ関係がヘッジ会計に適格である要件として、有効性について、以下が定められている。
 - ヘッジがその特定のヘッジ関係について当初に文書化されたリスク管理戦略に沿って、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、きわめて有効であると見込まれること。（IAS39, para. 88(b)）
 - ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できること。すなわちヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フロー及びヘッジ手段の公正価値が、信頼性をもって測定できること。（IAS39, para. 88(d)）
 - ヘッジが継続的に評価され、指定されていた財務報告期間を通じて、実際にきわめて有効（highly effective）であったと判断されていること。（IAS39, para. 88(e)）
- 有効性が高いとみなされる条件として、(a)ヘッジ開始時及びそれ以降のヘッジ期間中、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、きわめて有効であると見込まれること、(b)ヘッジの実際の結果が80～125%の範囲内にあること、の2つが求められる。（IAS39, para. AG105）
- 有効性は、少なくとも、企業が年次又は中間財務諸表を作成する時に評価される。（IAS39, para. AG106）

（米国会計基準における取扱い）

- 有効性の取扱いは国際財務報告基準と同様である。ヘッジの開始時及び継続期間中の双方において、ヘッジ関係が高度に有効であると予測されることが求められる。また、財務諸表又は損益を報告するときはいつでも、又少なくとも3ヵ月に一度は有効性の評価が要求される。有効性の評価は文書化されたリスク管理戦略と整合している必要がある。（FAS133, para. 20b, 28b）

④国際的な会計基準の動向

- IASB DPでは、有効性適格テストを全廃する意見も紹介しているが、その結果、ヘッジ会計に適格なヘッジ関係が増加し、財務諸表利用者が入手できる情報が、よりレリバンスが低く、理解しにくいものになってしまうことを危惧している。（IASB DP, para. 2. 84）
- また、ある項目全体がヘッジ対象に指定される場合にのみ、有効性適格テストを全廃

すべきだとする意見も紹介している。(IASB DP, para. 2. 85)

- 別の可能性として、ある項目全体がヘッジ対象に指定された場合、将来に向けた定性的な有効性テストは要求するが、事後的な有効性テストを廃止する方法も紹介されている。(IASB DP, para. 2. 86) また、このアプローチを部分ヘッジにも拡大すべきとの提案も紹介されている。(IASB DP, para. 2. 87)
- 前述したFAS133号改訂公開草案では、事後の有効性の評価に関して、①高度に有効である (highly effective) ことではなく、相当に有効である (reasonably effective) ことを要求している、②定性的な評価を要求し、定量的な評価は必要な場合に限定している、③現行では継続的な有効性の判定を要求しているが、当該FAS133号改訂公開草案ではこれを要求していない。

⑤検討のポイント

- 有効性判定の廃止又は緩和を検討するか。
- 非有効性の処理を合わせて検討するか。

⑥今後の方向性

- ヘッジ会計が、原則的な会計処理を離れて特別な会計処理をオプションとして認めていることから、一定の有効性があることは前提とすべきではないか。そうであれば、有効性の判定を完全に廃止することは困難ではないか。
- ASBJのIASB DPコメントでは「非有効性が継続的に認識されるのであれば、ヘッジ関係の有効性要件を若干緩和する案によっても、ヘッジの効果を適切に示さなくなる可能性は少なく、利用者をミスリードさせるおそれは少ないと考えられる。」として、有効性要件の緩和に前向きな回答をしている。この方向性を堅持するか。
- 高度な有効性を一定程度緩和することで、ベースリスク等の存在により、ヘッジ会計の適用を諦めているヘッジ活動も、ヘッジ会計の対象とされる可能性が増すのではないか。⇒「実務の煩雑さ」よりも損益情報の有用性の側面を重視。
- 非有効性を認識しないと、ヘッジの失敗の程度を伝達することが難しくなる。このため、有効性の緩和は、非有効性の認識とセットで考えるべきではないか。ただし、非有効性を認識するためには、定量的な有効性判定を実質行うこととなり、作成者にとっての煩雑さを減少させることにならない⇒「実務の煩雑さ」よりも損益情報の有用性の側面を重視。

(3) 指定解除

①論点の概要

- 現行の指定解除の取扱いの整理と簡素化への対応

②日本基準での取扱い

- 企業は、次のような事態が発生した場合、ヘッジ会計の適用を中止する。（実務指針 180 項）
 - 当該ヘッジ関係が企業のヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった。
 - ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅した。
- 日本基準では、明文上は、指定の取消しは、ヘッジ会計の中止に含まれていない。また、恣意的なヘッジ指定の取消しを牽制する記述がある。（実務指針 314 項）

③国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- 以下のいずれかの場合には、企業は、ヘッジ会計を将来に向かって中止する。（IAS39, para. 91）
 - (a)ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合
 - (b)ヘッジが、ヘッジ会計の要件をもはや満たさない場合
 - (c)企業が指定を取り消した場合。

（米国会計基準における取扱い）

- 企業は、現存するヘッジについて、次のいずれかの 1 つでも発生した場合にヘッジ会計を中止する。（FAS133, para. 25, 32）
 - (a)ヘッジ会計の要件（FAS133, para. 20, 21, 28, 29）の要件をもはや満たさない場合
 - (b)ヘッジ手段が失効し、又は売却され、終結され、もしくは行使された場合
 - (c)企業が指定を解除した場合

④国際的な会計基準の動向

- IASB DP では、指定解除と再指定の頻度を減少させるルールは、財務諸表の理解可能性を高める可能性がある反面、経営者にとっての柔軟性は低下する可能性があるとしており、複雑性の回避と企業の柔軟性のトレードオフに言及している。（IASB DP, para. 2. 64）
- FAS133 号改訂公開草案 でも、ヘッジ関係の指定の解除を、ヘッジ会計の適用を中止する要件からの削除を提案している。

⑤検討のポイント

- 日本基準の現行の取扱いは、意図による指定解除を認めないように読めるが、実務上、指定解除の可能性は排除されているか。

- ・ 指定解除と再指定の頻度を減少させるルールは、恣意性の排除（信頼性の向上）を通じ、損益情報の有用性に寄与するか。

⑥今後の方向性

- ・ ASBJのIASB DPコメントでは、ヘッジ関係の指定解除と再指定の頻度を減少させる何らかの規定を設ける可能性については、検討する価値があると考えerとして、肯定的なコメントをしている。これは、指定解除しても同じポジションが残っていれば、実質的に同じ経済効果が残っていることになるためであり、FASBの提案の趣旨に賛同したものである。また、恣意的なヘッジ指定の取消しを牽制することにより、損益情報の有用性に寄与することも示唆されていると考えられる。
- ・ 日本基準の現行の取扱いが意思による指定解除を認めていないのであれば、FAS133号改訂公開草案の趣旨には沿っていることになるのではないかと。

（４）部分ヘッジ

①論点の概要

- ・ 現行における部分ヘッジ（一部のリスクに対するヘッジ、ヘッジ対象の金額の一定割合のヘッジ、ヘッジ対象の保有期間の一部のヘッジ）の取扱いの整理と簡素化への対応。

②日本基準での取扱い

- ・ 実務指針では、「企業は一般的に市場リスク、すなわち、事業活動に伴う為替変動、金利変動、価格変動のリスクにさらされている。ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ対象のリスクを明確にし、これらのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを明確にする必要がある。」としており（実務指針 143 項(1)）、あるヘッジ対象の価格変動全体やキャッシュ・フロー変動全体だけでなく、為替変動や金利変動等の一部のリスクをヘッジすることも許容されている。
- ・ また、ヘッジ指定は、ヘッジ対象の金額の一定割合又はヘッジ対象の保有期間の一部の期間のみを対象として行うこともできる。（実務指針 150 項）

③国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- ・ ヘッジ対象が金融資産又は金融負債である場合には、有効性が測定できるのであれば、そのキャッシュ・フロー又は公正価値の一部（一つ又は複数の選択された契約上のキャッシュ・フロー若しくはその一部分又は公正価値の一定割合など）のみに関連するリスクについてヘッジ対象となり得る。（IAS39, para. 81）
- ・ ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債である場合には、ヘッジ対象としての指定は、

(a) 為替リスクについて、又は(b)全体ですべてのリスクについて、行わなければならない。(IAS39, para. 82)

- 有効性が測定でき、他のヘッジ会計の要件が満たされていれば、金融商品の一部の期間をヘッジ対象とすることができる。(IAS39, IG, F. 2. 17)

(米国会計基準における取扱い)

- 基本的に国際財務報告基準と同様。ただし、指定されるリスクについては、論点【3-1】のように限定されている。

④国際的な会計基準の動向

- IASB DP では、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る部分ヘッジを廃止することで、ヘッジ会計の複雑さが解消されるとしている。すなわち、作成者と監査人が従わなければならない数多くのルールがなくなり、純損益外で一時的に認識する利得及び損失の額も少なくなるため、利用者も財務諸表を理解しやすくなる。(IASB DP, para. 2. 71)
- FAS133 号改訂公開草案では、前述のように、ヘッジの有効性要件の緩和との見合いで、原則として、特定のリスクのヘッジを認めない取扱いを提案している。(FAS133ED, para. A15)

⑤検討のポイント

- 部分ヘッジ（一部のリスクに対するヘッジ）は認められるべきか。
- 部分ヘッジ（一部のリスクに対するヘッジ）に伴う複雑性はどのように解消可能か。

⑥今後の方向性

- ASBJのIASB DPコメントでは、部分ヘッジは引き続き認められるべき、との考え方を示した。特に特定のリスクのヘッジについては、全てのリスクでなく、一部のリスクに対応する商品を利用してヘッジ活動を行うことも多く、これを部分ヘッジとして扱わない場合には、一部のリスクのみをヘッジしているヘッジ活動の経済効果が財務諸表に反映されないこととなるとのコメントを行った。
- 部分ヘッジの必要性は引き続きあり、現行の取扱いを維持する方向性を支持している。
- 一方で、部分ヘッジが用いられた財務諸表の情報は理解し、解釈し、利用することが困難と述べる利用者もいるとの指摘がある（IASB DP, para. 2. 67）。部分ヘッジを維持する場合、このような指摘にどのように対処するか。

【論点 3 - 4】 包括ヘッジ

(1) 論点の概要

- 現行の包括ヘッジ会計の要件の整理と簡素化への対応。

（２）日本基準での取扱い

- ヘッジ対象が、複数の資産又は負債から構成される場合もある。その場合、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない。（基準注11）
- 個々の資産又は負債は、リスク要因（金利リスク、為替リスク等）が共通しており、その時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下10%を目安にその範囲内にあることが求められる。（実務指針152項）
- 複数銘柄による株式ポートフォリオの時価変動を株価指数先物取引などでヘッジしようとする場合には、個々の銘柄の株価が株価指数先物価格と同様に反応するとはいえず、株式ポートフォリオは一般的に包括ヘッジの対象とはならない。（実務指針152項）

（３）国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- 類似の資産又は類似の負債は、個々の資産及び個々の負債が、ヘッジされるものとして指定されているリスク・エクスポージャーを共有している場合に、合算してグループとしてヘッジ対象とされる。そのグループの中の個々の項目についての、ヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動は、その項目のグループのヘッジされているリスクに起因する公正価値の全体の変動におおむね比例すると見込まれていなければならない。（IAS39, para. 83）

- 金利リスクの包括ヘッジ

金融資産又は金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーの公正価値ヘッジにおいては（かつ、そうしたヘッジのみ）、ヘッジされている部分を個々の資産（又は負債）ではなく通貨金額（例えば、ドル、ユーロ、ポンド又はランドの金額）で指定してよい。そのポートフォリオは、リスク管理の目的上、資産と負債とを含んでいてもよいが、指定される金額は、資産の金額又は負債の金額である。資産と負債とを含んだ純額の指定は認められない。（IAS39, para. 81A）

（米国会計基準における取扱い）

- 国際財務報告基準と同様に、個々の資産又は負債がリスクを共有しており、そのリスクに起因する公正価値の全体の変動におおむね比例すると見込まれる場合に、そのような類似の資産又は類似の負債はポートフォリオとして公正価値ヘッジ会計のヘッジ対象とされる。（FAS133, para. 21a(1)）

（４）国際的な会計基準の動向

- 財務諸表作成者の中には、「類似」という規準が過度に制限的であり、不必要な複雑性を加え、経済的には同等の取引が異なって報告されることになる」と主張する者がこれまでも多かった。経済的エクスポージャーをポートフォリオ・ベースで管理する企業（金融機関など）も、ヘッジ会計を商品ポートフォリオに適用する柔軟性を高め、ヘッジ会計規定が自社の経済的リスクの管理方法を反映するようにすべきと主張する。（IASB DP2.89 項）
- この点は、両ボードも検討する可能性がある。しかし、これまでの（IAS 第 39 号の下での）経験が示してきたことは、商品ポートフォリオにヘッジ会計を認めれば、ヘッジ会計が認められる時点、報告純損益への影響、及び、財務諸表作成者とその監査人によるこれらルール適用に関して、規律を維持するために必要なルールという観点で、著しい複雑性がもたらされるということであった。（IASB DP2.90 項）

（５）検討のポイント

- 類似性（一様性）を緩和すべきか。

（６）今後の方向性

- IASB DP では、類似性緩和は、作成者の自由度を増やすものの、規律を維持するためにルールが必要となり、著しい複雑性がもたらされると指摘されている。
- また、類似性が崩れると、ヘッジ手段の損益又は評価差額をヘッジ対象に配分する方法を決めることが困難となる。
- 包括ヘッジ（ポートフォリオヘッジ）の緩和については、国際的な会計基準を巡る検討を注視しつつ、意見発信を含む検討をしていくこととしてはどうか。
- 専門委員会では、トレーディングと扱われない一部の商品に関して、ポートフォリオとしてヘッジするニーズはあるものの、ポートフォリオヘッジの要件の厳格さから、個別ヘッジの体裁をとる不都合が発生しているとの指摘があった。これについては、ヘッジ会計に公正価値オプション的な手法を導入する、公正価値で測定される金融資産の範囲を検討することで、実質的な問題は解消する可能性はあるのではないか。

【論点 3 - 5】関連の開示

（１）論点の概要

- 現行のヘッジ会計に関連する開示の整理と拡充の必要性

（２）日本基準での取扱い

- 現行規定では、財務諸表等規則上、ヘッジ会計に関連して、重要な会計方針の 1 つと

して、重要なヘッジ会計の方法に関する開示を求めている。その中では、採用するヘッジ会計の方法に加えて、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについても概括的な記載が求められている。（財規８条の２第８号、財規ガイドライン８の２－８）

- これに加えて、デリバティブ取引関係の注記において、取引の状況に関する事項（いわゆる定性情報）及び取引の時価等に関する事項（いわゆる定量情報）において、ヘッジ会計に関する事項が開示される場合がある。ただし、定量情報については、ヘッジ会計が適用されているものの記載の省略が認められている。
- 2008年３月に改訂された金融商品会計基準では、金融商品の時価等の開示の充実が図られている。デリバティブ取引関係の注記について、取引の状況に関する事項は、金融商品の状況に関する事項に、取引の時価等に関する事項は、金融商品の時価等に関する事項にいずれも包摂された。また、取引の時価等に関する事項について、現行では省略が認められているヘッジ会計適用分の開示は、改訂後の取扱いでは省略が認められず、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について一定の開示が求められることとなった。（基準４０－２項(1)及び(2)、企業会計基準適用指針第１９号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」３項③、４項(3)）

（３）国際的な会計基準の取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

- ヘッジの種類別の概要説明、ヘッジ手段の説明及び公正価値、ヘッジされるリスクの説明が各々のヘッジの種類について求められる。また、キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間及びそれらが損益に影響を与えると見込まれる期間など、キャッシュ・フロー・ヘッジに特有の事項の注記が求められる。さらに、非有効部分に関する定量情報の開示が求められる。（IFRS7, para. 22-24）

（米国会計基準における取扱い）

- FAS133号を改訂する基準書FAS161号「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する開示」が2008年３月に公表された。従来からも、デリバティブを保有する目的及び目的達成のための戦略の開示や、ヘッジ会計が適用される金融商品に関して一定の開示が求められてきた。新たな基準書の公表により、デリバティブの用いる方法や理由、デリバティブと関連するヘッジ対象の会計処理方法、それがBS、PLに及ぼす影響について、財務諸表利用者の理解をさらに促すような開示の改善が図られている（FAS161, para. 1）。
- 例えば、デリバティブを保有する目的及び目的達成のための戦略の開示については、主要なリスク（金利、信用、外国為替など）に応じた開示とされ、リスク管理目的のものとしてそれ以外を分けることとされている（FAS161, para. 3a）。また、デリバティブ

のBS、PLに関連する定量的な開示は、表形式とされている（FAS161, para. 3b）。

- 今回の改訂は、透明性の高い情報のニーズに即して限定的な範囲で行われたものであって、国際財務報告基準とのコンバージェンスの目的で行われたものではない（FAS161, para. A77）。

（４）国際的な会計基準の動向

- 上述の最近のFASBにおける開示の改訂を除き、特段の動きはない。

（５）検討のポイント

- 日本基準における開示は、デリバティブの利用目的など定性的な側面について、国際的な会計基準と類似の開示を設けていると考えられる。
- ヘッジ会計を利用した取引に係る定量的な開示に関する説明等を充実させるか。例えば、時価ヘッジが適用される場合の損益の金額と表示箇所、繰延ヘッジが適用される場合の非有効性の金額や表示箇所、キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間やそれらが損益に影響を与えると見込まれる期間など。

（６）今後の方向性

- デリバティブの利用目的など定性的な側面について、検討は不要と考えるがどうか。
- ヘッジ会計を利用した取引に係る定量的な開示を充実させてはどうか。ただし、必要な項目は、会計処理の方向性にも影響を受けることになろう。